別表第三号　免除する試験科目（第９条関係）

区別		免除する試験科目
受験する者が有する資格等 電気通信主任技術者資格		電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規
無線従事者資格	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	電気通信技術の基礎
	第三級総合無線通信士	電気通信技術の基礎 （第二級アナログ通信又は第二級デジタル通信の試験を受験する場合に限る。）
建設業法第27条第１項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）		電気通信技術の基礎

別表第四号　免除する試験科目（第10条関係）

受験する種別	実務経歴	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論
第一級アナログ通信	端末設備等を接続するための工事に２年以上	○	
	端末設備等を接続するための工事に１年以上	（注１）○	
	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）に３年以上（注２）	○	○

別表第三号　免除する試験科目（第９条関係）

区別		免除する試験科目
受験する者が有する資格 電気通信主任技術者資格		電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規
無線従事者資格	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	電気通信技術の基礎
	第三級総合無線通信士	電気通信技術の基礎 （ＡＩ第三種又はＤＤ第三種の試験を受験する場合に限る。）

別表第四号　免除する試験科目（第10条関係）

受験する種別	実務経歴	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論
ＡＩ第一種	端末設備等を接続するための工事に２年以上	○	
	端末設備等を接続するための工事に１年以上	（注１）○	
	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）に３年以上	○	○
ＡＩ第二種	端末設備等を接続するための工事に２年以上	○	
	端末設備等を接続するための工事に１年以上	（注１）○	